



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月20日金曜日 第453号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）...1041
 くるまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）...1041
 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）...1041
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（ " ）...1041
 建設業者の許可の取消し（2件）.....（中予地方局管理課、南予地方局管理課）...1042
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（南予地方局八幡浜支局農村整備第一課）...1042

教育委員会規則

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）...1042
 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）...1043

教育委員会告示

令和6年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項.....（高校教育課）...1045
 令和6年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項.....（ " ）...1050
 令和6年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....（特別支援教育課）...1052

告 示

○愛媛県告示第1105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市玉津、下島山、福武、明神木地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・玉津・下島山地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年10月23日から11月20日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第1106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くるまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年7月愛媛県告示第803号）を次のとおり変更した。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後	
		変更前	変更後	変更前	変更後
愛媛県くるまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	1.8トン	1.8トン		

7月から9月まで	7.2トン	2.8トン
10月から12月まで	1.0トン	5.4トン
1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
総計	13.0トン	13.0トン

○愛媛県告示第1107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画伝統的建造物群保存地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1109号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第17903号	令和4年5月1日	(株)住宅サポート建築設計事務所	松田 孝公	松山市土居田町104-1	令和5年9月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般-2)第9915号	令和2年9月3日	(株)西日本通信	北野 麻夫	松山市恵原町甲830-4	令和5年9月5日	土木工事業 とび・土工工事業 電気通信工事業	建設業の廃止
(般-2)第6414号	令和2年7月4日	(有)相原建設	相原 友行	松山市南久米町214-1	令和5年9月7日	土木工事業、左官工事業 とび・土工工事業 塗装工事業、防水工事業 熱絶縁工事業、解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-4)第18802号	令和4年4月8日	(有)プロジェクトケイツー	小島 晃三	松山市上高野町甲78-1	令和5年9月7日	土木工事業、舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第10274号	令和3年9月14日	(株)四国大幸建陶	藤井 信彦	松山市南吉田町582	令和5年9月14日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般-3)第12362号	令和3年8月31日	(有)丹生谷土木	丹生谷康夫	松山市中野町甲982-2	令和5年9月19日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1110号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年10月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第7229号	令和2年7月28日	アート企画社	河野 建夫	大洲市東大洲360-1	令和5年9月6日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-3)第587号	令和4年2月24日	(有)旭建設	沼田 賢治	大洲市北只688	令和5年9月19日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1111号

長浜町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の計画は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月20日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

- 縦覧に供すべき書類の名称
新規土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年10月23日から11月20日まで
- 縦覧場所
大洲市役所長浜支所

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5 _____ を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。</p> <p>2 第2条及び前項の規定にかかわらず、定員の充足状況、高等学校の存する地域の特性その他の事情を勘案して特に必要があると教育長が認める場合にあつては、募集する定員の100分の50を超えない範囲内において、通学区域によらないことができる。</p> <p>3 第2条 _____ 及び前2項の規定にかかわらず、第2条 _____ の通学区域による志願者の数が、募集する定員から前2項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の数を減じた数に満たないときは、募集する定員から当該志願者の数を減じた数を限度として通学区域によらないことができる。</p> <p>第5条 第2条の規定にかかわらず、県外から高等学校 _____ に入学を志願する者があるときは、当該高等学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。ただし、前条各項の場合においては、それぞれ同条各項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の範囲内又は限度において許可するものとする。</p>	<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5 (定員の充足状況、高等学校の存する地域の特性その他の事情を勘案して特に必要があると教育長が認める場合にあつては、100分の30。) を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。</p> <p>2 第2条第1項及び前項 _____ の規定にかかわらず、第2条第1項の通学区域による志願者の数が、募集する定員から前項 _____ の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の数を減じた数に満たないときは、募集する定員から当該志願者の数を減じた数を限度として通学区域によらないことができる。</p> <p>第5条 _____ 県外から県立高等学校に入学を志願する者があるときは、当該高等学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。</p>

(愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第5条 第2条の規定にかかわらず、<u>県外から中等教育学校に入学を志願する者があるときは、当該中等教育学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。ただし、前条各項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の範囲内又は限度において許可するものとする。</u></p>	<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第5条 _____ 県外から中等教育学校に入学を志願する者があるときは、当該中等教育学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1の1(第2条関係)							別表第1の1(第2条関係)						
学校名	全日制の課程			定時制の課程			学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科	昼 夜 別		生徒 定員	修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科

川之江高等学校	3年	普通科	600	省略			
省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	800				
省略							
今治西高等学校	3年	普通科	920	省略			
省略							
北条高等学校	3年	総合学科	360				
省略							
伊予高等学校	3年	普通科	600				
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	440 120				
省略							
三崎高等学校	3年	普通科 社会共創科	120 60				
省略							
三瓶分校	3年	普通科	60				
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	200 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	360 120 240 80	省略			
省略							

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	860
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	720

備考 省略

川之江高等学校	3年	普通科	640	省略			
省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	840				
省略							
今治西高等学校	3年	普通科	960	省略			
省略							
北条高等学校	3年	総合学科	400				
省略							
伊予高等学校	3年	普通科	640				
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	480 120				
省略							
三崎高等学校	3年	普通科	180				
省略							
三瓶分校	3年	普通科	120				
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	360 120 240 120	省略			
省略							

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	880
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	880

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和6年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
新居浜東高等学校	普通科	240
今治西高等学校	普通科	280

大洲高等学校	普通科	120
三崎高等学校	社会共創科	60
野村高等学校	普通科	40

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
三崎高等学校	普通科	令和6年度から生徒募集を停止
宇和島東高等学校	情報ビジネス科	同

(中等教育学校の入学定員の特例)

4 別表第3備考1の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校については、令和6年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	入学定員
今治東中等教育学校	140

(中等教育学校の入学定員の適用除外)

5 次の表に掲げる学校については、別表第3備考1の規定は、適用しない。

学校名	備考
宇和島南中等教育学校	令和6年度から生徒募集を停止

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

6 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通学区域の指定) 第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科の通学区域は、別表のとおりとする。 2 省略	(通学区域の指定) 第2条 高等学校の全日制の課程における普通科の通学区域は、別表のとおりとする。 2 省略

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

令和6年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和5年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜 二

令和6年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 令和6年度愛媛県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集(2以上の学科について一括して募集す

ることをいう。以下同じ。)ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理解数科(以下「国際文理科」という。)については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること(以下「全国募集」という。)ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

令和6年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、

定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 令和6年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和6年2月15日（木）午前9時から同月21日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月21日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（5）に掲げる期間をいう。以下同じ。）中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(7)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(7) 同一学校における同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」という。）を添えて提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認課2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和6年1月12日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和6年1月19日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等（ウ）に掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(7) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、令和6年1月12日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和6年1月19日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者ととともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和6年2月14日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和6年2月22日（木）午前9時から同月29日（木）正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで（同月29日（木）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

4 報告書

- (1) 中学校長は、次の報告書を、令和6年2月22日(木)午前9時から同月29日(木)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

- (3) 高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

- (1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

- (ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

- (イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和6年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和5年5月16日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

- (2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。)の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。)(3)において同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

- (3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和6年 3月7日(木)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:50~11:15	国 語(作文)
	11:35~12:25	理 科
	12:25~13:20	(昼 食)
令和6年 3月8日(金)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:55~11:55	英 語
	11:55~12:55	(昼 食)
	13:05~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

- (5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及びその他普通教育を
施す学科として適当な規模及
び内容があると認められる学
科（以下「その他普通科」と
いう。）並びに専門学科（理
数科を除く。）】

【理数科及び総合学科】

満点の比率			得点を算出するとき乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算（100点満点）

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するとき乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じ

てBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

- (3) 通学区外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区に関する規則の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月18日（月）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の郵送又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、郵送又は口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 郵送又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和6年3月18日（月）から1月間とする。

なお、郵送による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

- (3) 郵送による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の高等学校に郵送することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時（令和6年3月18日（月）にあつては、午前10時）から午後5時（夜間定時制課程にあつては、午後9時）までの間に、志願先の高等学校で行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

令和6年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

- (1) 推薦入学の募集人員は、普通科、その他普通科、理数科、国際文理科及び普通科とのくくり募集をする学科にあつては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科（普通科とのくくり募集をする学科を除く。）及び総合学科にあつては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位

をもって学科とみなす。

- (2) 全国募集を実施する学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を対象に推薦入学者を募集すること(以下「県外推薦入学者募集」という。)ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、令和6年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は県内の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者(県外推薦入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者)であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

- (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
- (イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
- (ロ) 人物が優れていること。
- (ハ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
- (ニ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科(普通科とのくり募集をする学科を除く。)を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和6年1月22日(月)午前9時から同月29日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(月)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の公立高等学校(他の都道府県の公立高等学校を含む。)又は学科に出願することはできない。ただし、くり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 在籍する中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料

(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

エ 県外推薦入学者募集の出願手続は、次のとおりとする。

- (ア) 県外推薦入学者募集の志願者は、イにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。
- (イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
令和6年 2月8日(木)	9:00~	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論(工業に関するデザイン科にあつては、実技テスト(30分)終了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、令和6年2月14日(水)午前10時から同月15日(木)正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。

- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を令和6年2月20日(火)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月18日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和6年3月7日(木)及び8日(金)に実施した一般入学選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和6年3月18日(月)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和6年3月19日(火)午前9時から同月25日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(月)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和6年3月19日(火)午前9時から同月25日(月)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
令和6年 3月28日(木)	9:30~10:00	点呼・受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月29日(金)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の郵送又は口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、郵送又は口頭による開

示請求をすることができる期間は、令和6年3月29日(金)から1月間とする。

第6 その他

1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。

3 この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

令和6年度愛媛県立中等教育学校入学選考実施要項を次のように定める。

令和5年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和6年度愛媛県立中等教育学校入学選考実施要項

令和6年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和6年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	140名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和6年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者

(2) 令和6年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和5年12月13日(水)午前9時から同月19日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月19日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して84円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、二つ以上の公立中等教育学校(他の都道府県の公立の中高一貫教育校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。))

を含む。)に出願することはできない。

- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和5年12月6日(水)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和5年12月12日(火)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国児童等(ウに掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、小学校長を経て、令和5年12月6日(水)までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和5年12月12日(火)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和6年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間(帰国又は入国した日から令和5年12月12日までの期間をいう。)が5年以内であり、かつ、外国における在在期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を令和5年12月25日(月)から同月28日(木)まで又は令和6年1月4日(木)の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

(2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文
作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。

(3) 面接
入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和6年 1月7日(日)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

(5) 検査場
検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項
ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。
受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、令和6年1月15日(月)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

(2) 中等教育学校長は、令和6年1月15日(月)午前9時から同月17日(水)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志

願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

12 選考結果の郵送又は口頭による開示請求

(1) 選考結果については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、郵送又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵送又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和6年1月15日（月）から1月間とする。

なお、郵送による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵送による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の中等教育学校に郵送することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月15日（月）にあっては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和6年1月15日（月）の入学予定者の発表後から同月19日（金）午後4時まで（受付時間は、午前9時から午後4時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。）を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確

認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和6年3月29日（金）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

令和6年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和5年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

令和6年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和6年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和6年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和6年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、令和6年1月26日（金）から2月8日（木）までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月8日（木）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはでき

ない。

(7) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、令和6年2月9日(金)午前9時から同月20日(火)午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。)

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。)が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和6年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和5年5月16日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。)2(1)イ(7)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和6年3月4日(月)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校)とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月21日(木)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあつては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の郵送又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定に基づき、郵送又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵送又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和6年3月21日(木)から1月間とする。

なお、郵送による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があつたものとみなすこととする。

(3) 郵送による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)の写し及び返信用封筒(宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したものを)を同封し、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校)に郵送することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)を持参の上、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時(3月21日(木)にあつては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校)で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

- (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

 - ア 令和6年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者
 - イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。
- (3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。
- (4) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。
 - イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。
- 2 報告書
 - (1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、令和6年2月9日（金）午前9時から同月20日（火）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。
 - ア 調査書
 - イ 健康診断票
 - ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。
 - (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
 - (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。
- 3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

 - (1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
 - (2) 検査問題

公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。
 - (3) 期日及び日程

検査期日は、令和6年3月4日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
 - (4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。
- 4 面接及び適性検査
 - (1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。
 - (2) 適性検査
 - ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
 - (3) 期日及び日程

- 学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
- (4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。
- 5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。
- 6 合格者の発表

合格者の発表は、令和6年3月21日（木）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。
- 7 学力検査結果の郵送又は口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。
- 第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和6年度愛媛県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名	募集人員	
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	60
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (聴 覚 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科	8
宇 和 特 別 支 援 学 校 (知 的 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (肢 体 不 自 由 部 門)	本 科	普 通 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校 川 西 分 校	本 科	普 通 科	8
計			340